5奈第3329号 令和6年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奈半利町長 竹﨑 和伸

市町村名		奈半利町
(市町村コード)		(39302)
地域名 (地域内農業集落名)		米ヶ岡・池里地区
		(米ヶ岡・池里)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年1月26日
励職の結果を取り	FCのバンギガロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢78歳と高齢化が進み、後継者も少ないため、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるには、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

主な作物:水稲

- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・地域の主要品目は水稲であるため、水稲を中心に農地を維持したり、管理だけでも行って農地の保全に努める。
 - ・共同で遊休農地や不耕作地の解消に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

•				
区域内の農用地等面積		22 ha		
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha	
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha	

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	・地域計画に基づき目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者へ農委の集積・集約化を進める。
	 (2)農地中間管理機構の活用方針
	・地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営移行を踏まえ、段階的に集約する。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	予定はなし。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	・地域の主要品目である水稲について、生産の維持を図るため、新規就農者やを確保するため、JAや県などの
	関係機関と連携して相談体制を確立していく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他 □
	【選択した上記の取組方針】
	⑦中山間地域等直接支払交付金と連携し、適切な維持管理を行う。